

青森県報

第四千二百十二号

平成二十八年
十月十四日
(金曜日)

目次

告 示

青森県福祉施設等の歯科診療に関するニーズ調査の実施

（生活習慣病・対策課） …… 一

公 告

公有財産の売却に係る一般競争入札

（行政経営管理課） …… 二

ソフトウェア等ライセンス調達に係る一般競争入札

（情報システム課） …… 三

県営土地改良事業計画変更の決定

（農村整備課） …… 四

出先機関

土地改良区の役員就任及び退任

（中南部地域民局） …… 四

土地改良区の定款変更の認可

（同） …… 四

道路の位置の指定

（下北部地域民局） …… 四

教育委員会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

（県立図書館） …… 五

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出

（事務局） …… 五

政治資金規正法による政治団体の解散の届出

（同） …… 六

政治資金規正法による資金管理団体の届出事項の異動の届出

（同） …… 六

告 示

青森県告示第六百四十号

青森県福祉施設等の歯科診療に関するニーズ調査を次のとおり実施するので、青森県統計調査条例（平成二十一年三月青森県条例第十二号）第三条の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 調査の目的

障害児者・要介護高齢者等に対する歯科診療は、細心の注意と専門的な知識・技術や時間を要する等実施に困難を伴ったため、対応する歯科医療機関の確保が難しいことから、本県では「障害児者歯科病院・診療所ネットワーク」を構築し、その運営を青森県歯科医師会に委託するとともに、要介護高齢者に対する訪問歯科診療についても同会に診療機器等を配置するなど、体制整備を図ってきたところである。

県では、毎年、「障害児者歯科病院・診療所ネットワーク」の運用状況の検証を行っているが、これまでは、対象者の口腔管理の実態や潜在的なニーズの把握がなされていないことから、訪問診療も含めて、対象者が入居している施設に対して本調査を実施し、対象者の実態やニーズに的確に応じた体制の確立に向けた検討資料とするものである。

二 調査対象の範囲

1 県内の全障害児者福祉施設

2 県内の全高齢者福祉施設

三 報告を求める事項及びその基準となる期間

1 報告を求める事項は、次に掲げる事項とする。

(一) 入所/入居者の口腔等の状況

(1) 口腔ケアの自立の状況と口腔ケアができない人に対する対応

(2) 歯科診療が必要となった場合に歯科診療を困難にする状況が想定される人数

- (一) 入所/入居者の状態別、平成二十七年度の歯科診療に係る対応状況
- (二) 口腔ケアの対応状況

(1) 歯科健診、日常的な口腔ケア、口腔ケアに関する研修等の実施の有無と未実施の場合その理由、今後導入したい取組

(2) 県が実施（委託）する歯科医療保健対策の周知状況、対策の利用希望

(3) 歯科診療に関する悩み、意見（自由記載）

2 報告を求める基準となる期間は、平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までとする。

四 報告を求める者

県内の全障害児者福祉施設及び全高齢者福祉施設の、合計八百五十七施設

五 報告を求めるために用いる方法

調査票を封筒に入れて送付し、調査票記入後、ファクシミリにて調査票を送付してもらい、回収する。

六 報告を求める期間

平成二十八年十一月一日から同月三十日までとする。

公 告

県有財産の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成二十八年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる土地（建物、工作物等を含む。）の売却

南津軽郡大鰐町大字虹貝字中熊沢三の五 ほか	所 在 地	地 目	地積（平方メートル）
学校用地 ほか			四三、一一三・〇〇

むつ市中央一丁目一九九

宅 地

一、七六五・〇四

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

一に掲げる土地の所在地

四 売却する物件の地積測量図等の書面、契約条項を示す場所及び入札案内書の交付場所

青森市長島一丁目の一 青森県総務部行政経営管理課

東京都千代田区丸の内二丁目七の二 東急リバブル株式会社ソリューション事業

本部

五 入札及び開札の場所及び日時

1 入札場所

青森市長島一丁目の一

青森県総務部行政経営管理課

2 入札日時

平成二十八年十一月二十二日 午前九時から

平成二十八年十一月二十九日 午後五時まで（必着）

土曜日、日曜日及び祝日の受付は、行わない。

3 開札場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 議会棟五階A会議室

4 開札日時

平成二十八年十二月十三日 午前十時から

六 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内
代金の納入期限

八 契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
九 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 物件の引渡しは、現状有姿により行うので、入札参加者は、必ず入札前に現地の確認をすること。

ソフトウェア等ライセンス調達に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十八年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は入札説明書のとおりとする。

ソフトウェア等ライセンス 一式

二 納入期限
平成二十八年十二月二日

三 納入場所
青森県企画政策部情報システム課

四 入札に参加する者に必要な資格

1 地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

2 平成二十六年六月二十七日青森県告示第五百二十七号（物品等の競争入札参加資格）の一、平成二十七年一月三十日青森県告示第五十八号（物品等の競争入札参加資格）の二又は平成二十八年二月十日青森県告示第八十八号（物品等の競争入札参加資格）の一の規定により、物品の製造の請負、買入れ及び借入れの契約においてOA機器類の営業品目を登録し又は役務の提供を受ける契約において電

子計算組織に係るものの営業品目を登録し、かつ、Aの等級に格付された者であること。

3 入札日において、知事の指名停止の措置を受けていない者であること。
五 資格の確認等

1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて次に従い、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）により、確認を受けなければならない。

2 提出部数 一部
3 提出期限等

(一) 入札に参加しようとする者は、申請書を平成二十八年十月二十日までに青森県企画政策部情報システム課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明等を求められた場合には、これに応じなければならない。

(二) 確認結果については、申請書を提出した者に対して書面により別途通知する。

六 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

青森市長島一丁目の一

青森県企画政策部情報システム課システム管理運用グループ

電話 〇一七 七三四 九一六〇

七 入札及び開札の場所及び日時

1 場所 青森市長島一丁目の一

青森県庁舎議会議棟五階A会議室

2 日時 平成二十八年十月二十七日 午後四時

八 入札保証金に関する事項

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第三百三十二條第一項第二号の規定により免除する。

九 契約保証金に関する事項

入札説明書による。

十 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十一 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

十二 その他

1 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 入札書の提出方法等

入札説明書による。

3 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大平地区の県営土地改良事業（農地整備事業（経営体育成型））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十八年十月十七日から同年十一月十四日まで

三 縦覧の場所

外ヶ浜町役場

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、長瀬堰土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十項の規定により公告する。

平成二十八年十月十四日

中南地域県民局長 柏 木 司

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 及 び 退 任 の 年 月 日
理 事	三上 優	弘前市大字熊嶋字豊田一八〇の一	平成 二六・九・七就任
理 事	花田 昇	" " " 二六八の一	平成 二六・五・一四退任

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、鬼沢楢木土地改良区の定款の変更を平成二十八年九月二十九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成二十八年十月十四日

中南地域県民局長 柏 木 司

下北地域県民局告示第三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年一月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年十月十四日

下北地域県民局長 神 重 則

位 置	延 長	幅 員	指 定 年 月 日
むつ市仲町一五八の六	五三・二四メートル	六・一〇メートル	平成 二六・一〇・三

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

平成二十八年十月十四日

青森県立図書館長 佐藤 宰

- 一 特定役務の名称及び数量
青森県立図書館情報システム賃貸借 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県立図書館
青森市大字荒川字藤戸一九の七
- 三 契約の方法
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年八月二十二日
- 五 契約の相手方の名称及び住所
日立キャピタル株式会社
東京都港区西新橋一丁目三の一
- 六 契約金額
二千八百七十三万二千三百二十円
- 七 随意契約の理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第十一条第一項第一号を適用して随意契約によることとしたものである。

八 契約の相手方を決定した手続
予定価格の範囲内の価格による見積りであったので、契約の相手方としたものである。

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年 異 月 月 日 動
自由民主党鶴田町支部 (太田 良一)	主たる事務 所の所在地	北津軽郡鶴田町 大字強巻字押上 一・二	北津軽郡鶴田町 大字鶴田字相原 五三の一	平成 二六・一〇・三
民進党青森県第3区総支部 (工藤 武司)	主たる事務 所の所在地	八戸市城下四丁 目一四の二〇	青森市安方二丁 目五の一〇	平成 二六・一〇・七

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	年 異 月 月 日 動
成田一三後援会 (成田 一三)	代 表 者	成田 一三	赤石 安造	平成 二六・一〇・三
未来の青森を創る 会 (小野寺 晃彦)	主たる事務 所の所在地 会計責任者	青森市中央一丁 目三の七 米田 孝嗣	青森市赤坂二丁 目一七の一三 太田 松一	平成 二六・一〇・一

佐々木すみお後援会 (佐々木 寿夫)		代表者	佐々木 寿夫	四戸 正美	二六・九三
会計責任者	苦米地 宣廣	附田 正			

青森県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
民主党青森県第1区総支部	田名部 定男	平成二六・九・九

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
竹谷マツ子後援会	竹谷 勇勝	平成二六・三・三
成田一三後援会	成田 一三	二六・八・一
佐々木和志後援会	中野 孝	二六・九・三

青森県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の

規定により告示する。

平成二十八年十月十四日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	年異月日動
小野寺 晃彦	未来の青森を創る会	主たる事務所の所在地	青森市中央七丁目三の七	青森市赤坂の二丁目一七	平成二六・九・一

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭